

那覇市立神原中学校防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、那覇市立神原中学校において管理する防犯カメラシステムに関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラシステムの適正な運用を図り、もって個人の権利利益の保護に配慮しつつ、学校敷地内における生徒の安全確保並びに学校施設の保全の一助とする目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラシステム」とは、防犯カメラ、映像記録装置及び映像表示装置の一式（これらを接続するために必要な機器及びケーブル類並びに制御用のソフトウェアを含む。）をいう。

(防犯カメラの設置場所等)

第3条 防犯カメラシステムについては、校長が必要性について検討した内容に基づきPTCA会長と協議し、神原中学校PTCAが設置する。

2 防犯カメラは、原則として校門や学校敷地内等への不審者侵入監視が特に必要と認められる場所を中心に撮影できる位置に設置するものとし、校長が保護者の代表であるPTCA会長の意見を聴取した上で決定するものとする。

3 地域住民のプライバシー配慮のため、防犯カメラの設置に際しては、学校敷地以外の箇所が撮影範囲に含まれないよう留意するものとする。

4 学校は、防犯カメラシステムを設置したときは、校門等に防犯カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラシステムの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラシステムを設置する学校に管理責任者を置き、校長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラシステムの管理及び運用がこの要綱にのっとり、常に適正に行われるよう、防犯カメラシステムに関する事務を統括する。

(防犯カメラ取扱者)

第5条 防犯カメラシステムに関する事務を行うため、防犯カメラシステムを設置する中学校に防犯カメラ取扱者を置き、教頭をもってこれに充てる。

(防犯カメラ映像の閲覧者制限)

第6条 防犯カメラシステムを操作し、録画映像を確認できる者は管理責任者及び防犯カメラ取扱者のみとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者は、録画映像の内容を確認するために必要があると認めた場合は、管理責任者又は防犯カメラ取扱者の立会いのもと、防犯カメラ取扱者以外の教職員に録画映像を確認させることができる。

(防犯カメラシステムの作動時間及び録画映像の保存期間)

第7条 防犯カメラシステムは、夜間及び日中の不審者対策のため原則として終日作動させるものとする。

2 録画映像の保存については、システム設定により自動消去するものとする。(特に問題が無ければ基本1年以内とする)

(録画映像の目的外利用及び外部提供の制限)

第8条 管理責任者は、録画映像を利用目的以外の目的に利用(以下「目的外利用」という。)し、又は教育委員会以外の者に提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令に定めがある場合。
- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- (3) 捜査機関から特定の犯罪捜査の目的による要請を文書により受けたとき。

2 前項ただし書の規定により録画映像を目的外利用又は外部提供する場合は、管理責任者は、事前に教育委員会と協議しなければならない。

(防犯カメラシステム操作状況等の報告)

第9条 管理責任者は、事案の発生に伴い録画映像を確認した場合及び前条第1項ただし書の規定により録画映像を目的外利用又は外部提供した場合は、防犯カメラシステム操作状況等に関する報告書を教育委員会へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 管理責任者は、防犯カメラシステムの管理及び運用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、その旨を防犯カメラ取扱者に対し周知徹底する。

2 教職員は、防犯カメラシステムの運用により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 この要綱に定めるもののほか、那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の定めるところによる。

(庶務)

第11条 防犯カメラシステムに関する庶務は、神原中学校PTCAが所管する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラシステムの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。